

兵庫県立星陵高等学校いじめ防止基本方針

令和4年12月1日改定

兵庫県立星陵高等学校

1 学校の方針

星陵高校では、「品性と教養 健康有能 自主責任 協力奉仕」の理念のもと、次の①、②、③に挙げる人材の育成を目標にしている。

- ①確かな学力を有し、生涯を通じて、主体的に学び続けることができる生徒。
- ②自由の本質を理解し、自ら考え（自考）、自らを律する（自律）ことができる生徒。
- ③周囲とコミュニケーションを図りながら、社会の発展に貢献し、次代をリードしようとする志を持った生徒。

そのためにも、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

校風樹立の精神のもと、星陵高校は創立80周年を通過点とし、日々進化を続けている。校風と伝統は無言の教育者であり、生徒の人間形成の上に大きな影響を与える。したがって校風の刷新と高揚のためのあらゆる機会をとらえて、職員・生徒協力の体勢のもとに学校集団の規律・モラルを高める工夫をしていく。

本校は、ほぼ全員が進学し、90%以上の生徒が部活を行っている。自考自律の態度を育む一環として、主体的な学校行事運営を任せている。学校行事や生徒会活動、部活動に積極的に参加する姿勢を培う中で、責任感と協調性を身につけ星陵生としての自覚を促している。

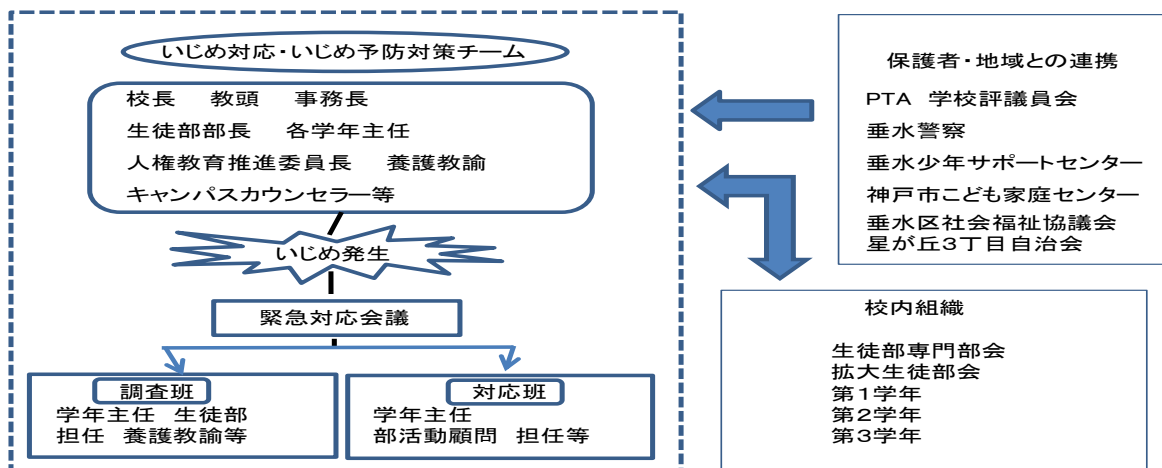
いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関



また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

いじめ早期発見のチェックリスト

◎いじめが起こりやすい集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れて落書きがある
- 些細なことでひやかしたりするグループがある
- クラスの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- グループ分けをするといつも特定の生徒が残る
- 自分たちのグループだけでまとまり他を寄せ付けない雰囲気がある
- 授業中教職員に見えないように消しゴムを投げている
- 教職員がいないと掃除がきちんと出来ない
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

◎いじめられている生徒

●日常の行動・表情とその様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおどしている にやにやしている
- いつもみんなの行動を気にして目立たないようにしている
- 下をむいて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 悪口を言われて言い返さなかったり愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編制の時孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめるとひやかされたり陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きなものを他の生徒にあげている
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり食べなかったりする
- 食べ物こいたずらされる

●清掃時

- いつもゴミ捨て当番になっている
- 一人で離れて掃除している

●その他

- 個人を中傷する落書きが書かれている
- 机ロッカー持ち物に落書きされる
- 持ち物が壊されたり隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活を休みやめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- 怪我の状況と理由が一致しない
- 手足にあざや擦り傷がある
- 必要以上のお金を持ち友達におごるなどする

◎いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 特定の生徒のみ強い仲間意識をもつ
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 教職員によって態度を変える
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- グループの他の生徒に指示を出す
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発ではあるが他の生徒にきつい言葉をつかう

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

年間指導計画

	【職員会議等】	【未然防止に向けた取組】	【早期発見に向けた取組】
4月	いじめ対応チーム会議 指導方針・指導計画 職員会議 拡大指導部会(毎週)	学年・クラスづくり 人間関係づくり 星陵祭に向けて	生活実態アンケート 定期健康診断 個人面談
5月	事案発生時 緊急対応会議の開催(通年)	星陵祭 人権学習 保護者会にて啓発	いじめアンケート① スマホ使用実態調査①
6月		全校集会・総体壮行会 芸術鑑賞会 地域清掃	
7月	職員研修会①	防災訓練 保健安全講話 心肺蘇生法講習会	いじめアンケート② 個人面談・三者面談
8月			
9月	いじめ対応チーム会議 情報交換・共有 2・3学期指導計画	人権学習 体育祭	
10月		学年行事(校外活動)	いじめアンケート③
11月	事案発生時 緊急対応会議の開催		
12月		修学旅行	いじめアンケート④ スマホ使用実態調査②
1月			
2月	職員研修会②	校内駅伝大会 地域清掃	
3月	いじめ対応チーム会議 本年度のまとめ 来年度の課題検討		いじめアンケート⑤ スマホ使用実態調査③

職員会議等 ➡ いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、研修会等で教職員全体で共通理解を図る。

保護者向け啓発 ➡ 学校の指導方針を保護者へ周知する。

いじめアンケート①～⑤ ➡ 各定期考査前に年5回実施する。

スマホ使用実態調査①～③ ➡ ネットいじめへ対応充実、年3回実施する。

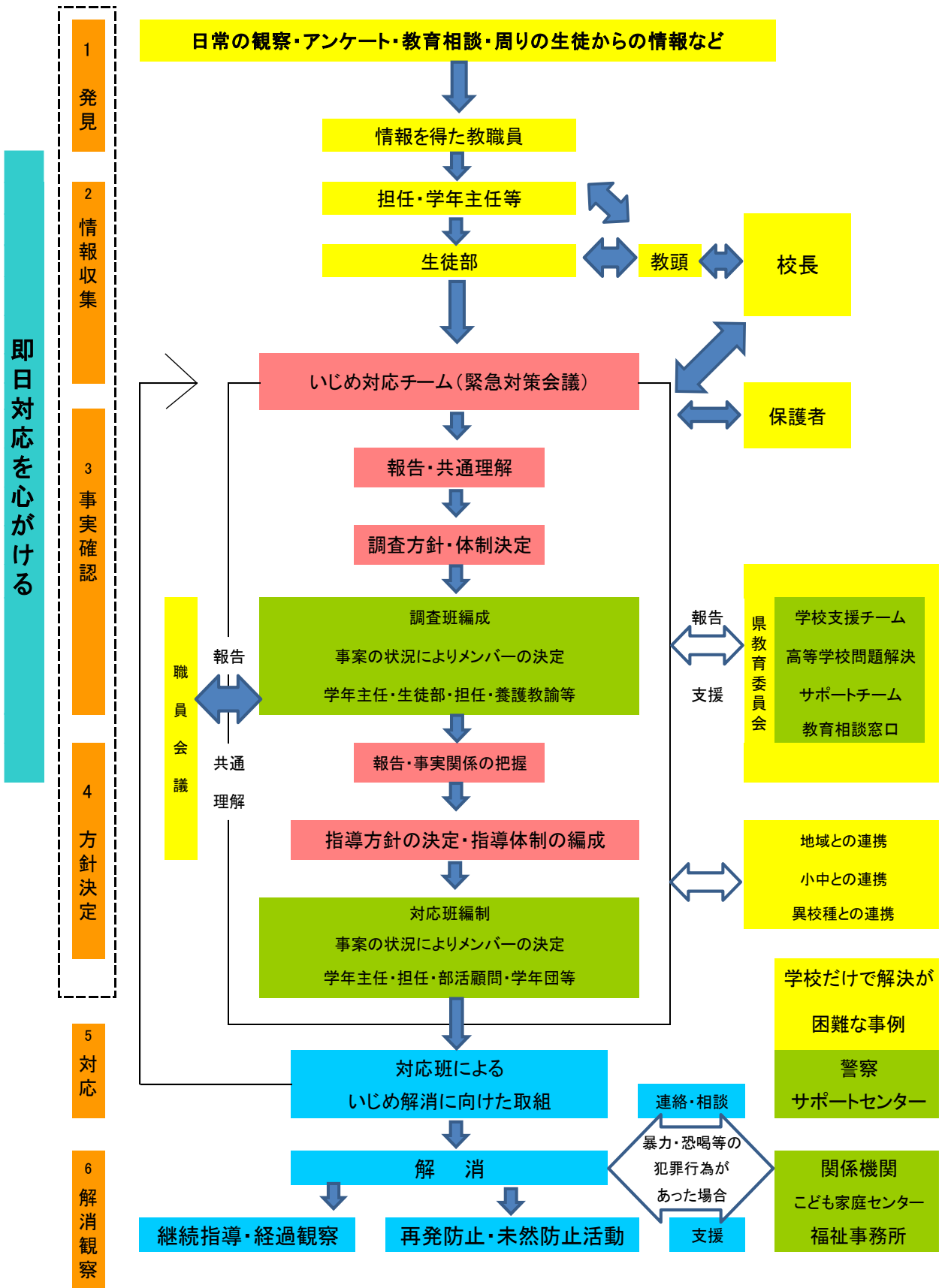
職員研修①② ➡ カウンセラー等外部講師によるカウンセリング・マインド研修を実施する。

学年・クラスづくり、人間関係づくり ➡ 学校行事、各学年行事、式典、全校集会等で人間関係づくりを進める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

組織的対応



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

以下の2つの場合である。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
→ いじめを受ける生徒の状況で判断する。
例) 身体に重大な傷害を負った場合等
精神性の疾患を発症した場合等
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき
→ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合
→ 適切に調査し校長が判断する。
生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申出があったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。